

袋井市都市計画審議会

会議録

情報公開用

開催日 平成21年7月16日(木)

場所 袋井市役所 302会議室

【午後 1 時 30 分：開会】

伊藤係長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、袋井市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、委員 15 名中、13 名のご出席をいただいておりますので、都市計画審議会条例 第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしております。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

次第の 2 番 市民憲章唱和をお願いします。

（市民憲章唱和）

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長挨拶

伊藤係長

次に、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

伊藤係長

ありがとうございました。

それでは、次に平成 21 年度になりまして、袋井市議会の構成の変更や各種団体の人事異動などに伴い委員の交代がございました。

委嘱状につきましては、それぞれ交付させていただいておりますが、委員の任期につきましては、都市計画審議会条例第 4 条により前任者の残任期間ということになりまして、今期につきましては、本年 8 月 31 日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

ここで新しくご就任いただきました委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

お手元の本審議会の資料の中に、委員名簿を付けさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

- | | | | |
|---|-----------|------|---|
| 1 | 市議会副議長 | 佐藤省二 | 様 |
| 2 | 〃 総務文教委員長 | 山本貴史 | 様 |
| 3 | 〃 建設経済委員長 | 芝田禮二 | 様 |
| 4 | 袋井土木事務所長 | 神山 康 | 様 |
| 5 | 浅羽町商工会長 | 大石重樹 | 様 |

以上5名の皆様でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これからは次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、審議会を進めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議録署名人でございますが、議長及び議長が指名した委員1名が署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。

署名人は、大石重樹委員をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし の声

会長

ご異議無いようですので、会議録署名人は、大石重樹委員をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回の審議事項につきましては、配布された資料のとおり審議事項1件、協議事項2件、報告事項1件の4件となっております。

最初に、「議第1号 袋井市景観計画(案)について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

(説明)

会長

ただいま、「議第1号 袋井市景観計画（案）について」事務局から説明がありました。

御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

お手元にある風景づくり計画、これは、平成19年度20年度でガイドラインについてその中の155ページの第2章が景観形成の規制誘導等という章になっています。

このことを受けて、今回の袋井市の景観計画という位置付けになっていると思います。ということはこの既存のガイドプランにもう既に後段の部分については、ほとんど記載されているのですよね。

昨年度この辺を議論させていただいてガイドプランをつくったわけですし、それに基づく、この後段の第2章を取り出して景観計画とするというふうになってきている。

この景観計画を今日、議論頂いて市長に答申するわけですがけれども、この中の意見はもうある程度前回で固まっていると思って御議論していただきたい。

そういうことを踏まえまして御意見あるいは御質問等ございましたらお願いしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

市長がおっしゃったようにソフト的な対応でこれを受けてハードの方へ持って行くわけですがけれども、どうぞ。

委員

このように「農の風景」という部分がうたわれておりましたけど、最近、農業の風景が大変、様変わりしておりますして、耕作放棄地とかそういったところが目立つ。

そういったところの防止ということもひとつ考えていただきたい。

特に浅羽の南の海岸沿いの風景というのは、昔と非常に変わってきているので、そこら辺の事をどうしていったらいいかと、心配しているところであります。よろしく申し上げます。

会長

事務局、それに対して。

事務局

今、委員さんの方から耕作放棄地の今後の取り扱いということで、お話をいただきまして、市といたしまして農政課を中心に、耕作放棄地の対策につきまして努力させていただいているところをごさいます。市の農業施策の中で入念に進めたということで認識をしているという考えでございます。

これにつきましては事務局の方からですね、今日、審議会の中でご意見がございましたことを改めて、農政課の方へご連絡させていただくというようにしたいと思っております。

会長

「農の風景」の言葉ですけどね、前回の時にもいろいろ議論がございました。この景観の中に「農の風景」というのは、マイナスイメージになるのではないかという意見もでたわけでございますけれども、特有の「農の風景」というのは必要あるのではないかと、あえてそこを説明してくださいよということを申し上げて、ここを一段、「農の風景」ということを説明させてもらった経緯があります。

これは、マイナスイメージではなくて「農の風景」を守っていく、見直していくということに通じていくのではないかと考えています。

そういうことからそこに書いてある「農の風景」という言葉を付け加えさせていただいているのであると思います。

他にはどうですか。

委員

「農の風景」言葉としては、本当に情緒的な表現だと思います。

さんからお話がありましたとおり農業行政が大変厳しい中ですので、「農の風景」は今後どのように袋井の現在ある「農の風景」を保っていくかということは、市の農政の問題と大きくかかわってくる問題であろうと思います。

「農の風景」の中に荒廃しつつある里山の状況、これを保全していくことも含めて「農の風景」として景観を保全していくことであろうと思いますので、農政上の問題が大きくかかわってくるのではないかと、私は昨年からの「農の風景」という文言は大変魅力的な袋井にふさわしい表現だと思って

いますけど、難しい問題を抱えているように思っています。その辺は地域と行政が、さらに一体となって進めていかないといけないと思っています。荒廃地の復元というようなことも農水省の方が次々と新しい施策を造ってきているように思います。

そうしたものが、今、市でも環境的にも進められていると思いますので、これは大変大切な問題ではあるが、大変底が深い問題を提供していると認識をしている。

会長

私もこの言葉は気に入っているのですが、農業行政とのかかわりをどういうふうに持って行くか非常に難しいのではないかなと。例えばよく言われるのが松崎の棚田とか、金谷にもある。そういうふうなイメージがついてくるのではないかなと思います。そういう風景をおとしていきたいというのも分かるだろうし、その方がいいのかなと思います。

それは、どの中で位置付けされるかということ、8ページの中の「ア」の「農の風景」の保全活用する」とこの項目に該当するのではないかと右の絵でいくと薄いグリーンが「農の風景」の保全を必要とするところであるということ、そういうふう理解します。

事務局

景観計画の19ページの景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項ということで上段に掲げてございますように本市の原風景に位置付けられます「農の風景」の保全と向上」を図るために将来的に策定を検討します景観農業振興地域整備計画をつくって保全をしていきたいという考え方をもっています。

景観計画案の中には計画策定対象地域の抽出ということで、まずは地域をどのようにして抽出していくかということから進めていきたいということ、基本的な考え方といたしましてはこの19ページにございますこの景観農業整備計画の策定をしまして、全体的に「農の風景」を市が全域の中で良い状況の中で保全をしていきたいということ、進めていきたいとこの景観計画の中では考えてございます。

積極的に今後進めていけば「農の風景」というものが、良い景観の中で保

全できるのではないかとこのように思います。

会長

景観農業振興地域整備計画というのは、これは誰がつくってくれるのですか。

事務局

担当課の方として農政課と調整を図りながらこの策定に向けて今後細かな話をしていけないといけません。まずは、主管課としては農政課の方でこれをやっていただいて、うちではこの景観計画がございますので対アップさせていただきながらということになります。

会長

他にはどうでしょうか。

委員

この中の16ページですね、建築物、構造物の新築・増築・改築で高さが15メートルを越え、または、敷地面積が1,000㎡以上のものということになっておりますが、これについては以前マスタープランでしたか、70いくつかのデータがあったのは、これに該当するものということでしたでしょうか。

事務局

はい そうです。

会長

色と明るさの問題というのは、非常に注目すべきところだと思います。

高さが15mとなっておりますね。規制の制限の内容として建築物の高さの最高限度は20m、この数字上の違いはどうかとれば良いのですか。

事務局

12ページの高さの制限につきましては20m、一部適用除外の区域がございますけれども、20mということにつきましては、13ページの緑で塗られた地域につきましては、「20m以上の建築物は建ててはいけません。」というような高さ制限になっているものです。

次に16ページに掲げております高さが15mについていろいろな建築物がございますけれども、一般家屋の高さもございますし、それからビル等の関係もがございますけれども届出をする義務が発生するもの、15mを越えるもの

は届出がほしいということですから、15m未満につきましては届出の対象にならないということでございます。一般家屋などの2階建ての建物ですと15mに届きませんので、届出はしなくて良いということになります。

届出をするかしないかの境目を15mということで設定をさせていただいてございます。

委員

資料13ページの適用除外という所が、白い所はそうなっていますが、20mを越えても高い建物は建てれるということになっていると思いますが、基本的には、そうはいつでも日照権とかいろいろあると思いますが、適用除外のところはどんな高いものでも一切制限がないものでしょうか。

事務局

用途制限の中で、道路斜線とかそちらの方でも規制がございますので、一概にこちらの方で20m越えても良いとなっても別の法例等で規制のかかるものについては、もちろんそちらも適用するようにやっていただくことになります。

なお、こちらの緑色のところですね。20mということになっておりますけれども、たとえば区画整理地区内の中では、今度、逆に地区計画ということで、その地域の皆様方の制限をかけて、もう少しいい条件の中でまちをつくっていかうということで、制限をかけていくところがございます。

地区計画がかかっているところにつきましては、この20mよりも厳しい部分がありますので、この地区計画の高さが優先されるということでございます。

そういう諸々の条件がございますので、20mを越える白いところであってもですね、こういうものに抵触すると建てられない。一概に何mでもいいよということではございませんので、他の法例との関係の中で制限がかかってくる場合がございます。

その辺は御理解いただきたいと思います。

会長

どうですか。よろしいですか。

この白い部分は何故、全部白い区域にしなかったのですか。

事務局

適用除外区域のところでございますけど、中心核ということで袋井の駅前からこの辺にかけてということで、商業地域等の関係もございますけれども、中心核というものは賑わいを創出するということでございますので、個々に土地利用を図る性質があるという地域でございます。

それから、小笠山総合運動公園の区域につきましては、今の建物自体が大型施設でございますので、その関係にございまして適用から除外することでございます。

それから先ほど言いました商業地域と工業専用地域につきましては、商業地域は土地利用の高度利用を図る地域でございますので、その関係の中で高さ制限を20mとしますと、施設そのものの梗塞的な部分というものも商業施設の中では、大型化の部分もありますので、そういう形の中で除外をさせていただきました。

それから工業専用地域につきましては、大型の機械等、あるいは工場自体もかなり大型化される用件もございますので、その関係ございまして工業専用地域につきましては、高さ20mという制限の中でいきますと規模的にも制限がかかってしまうということでございまして、商業地域そして工業専用地域につきましては、20mからの高さの適用除外をさせていただいているという状況でございます。

会長

はい、どうでしょうか。

委員

家を持っていますと壁の塗り替えをしますよね。その時にこの条例ができますと、実際に皆さんもご存じだと思いますけど、この色から外れた色を塗っている方がいると思うのですがその時はどうなるのですか。

色を変えてくださいと言われるのか、そういう条例が入れば次に塗る時には気を付けると思うのですが、その辺の対応はどうなるのかなって。

会長

はい、どうぞ。

事務局

今の色の関係でございますけれども、先ほど届け出をするものが、どういうものが対象になるかと言いますと 16 ページにですね、高さが 15m を越えるもの敷地面積が 1,000 m² 以上のものの建物については届け出をしていただくとその届け出をすることによりまして、色彩の制限がかかってくるということがございます。

一般住宅の方につきましては、この 15m を越えない建物となりますとこの色の適用はかからないという形になるわけですがけれども、やはり、この景観計画の趣旨を御理解いただくということが、必要になることであると思しますので一般住宅の方につきましては、一応こういう景観計画の趣旨の中で御理解をいただいて、これに合わせていただくということもやはり必要なことであるというふうに考えております。

一般の市民の方につきましても、この景観計画につきまして十分に P R し、御理解していただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

会長

そうすると届け出をするものに限って高さや色彩の規制がかかるというふうに理解してよろしいですか。

事務局

はい、そうです。

委員

私も、道路とか橋とかについて、いろいろやっているものですが、ここである建築物のところの建築のほうをやっているのですが、工作物が高さ制限においては、12 ページで公共施設については市長が特に必要と認めるものということで適用しないということですね。

色彩ということについて、これは工作物も絡んできて高さが 15m を越える場合に、対象になるという理解でよろしいのですか。例えば高い立体の橋などがありますよね。そういうものは、届け出をしてこの色彩の制限となるのですか。

事務局

そのような形でお願いをするということになります。

会長

例えば、広愛大橋は高いですよ。15m、ああいうような場合は、市長が特に必要と認める行為ということで、「公共事業の中の位置づけであるということから許可はいいですよ。」ということですか。

本来やむをえない場合はそうなのでしょうけれども私が思うには、市はこういう計画をつくった段階では、行政自ら率先して守らなければいけないと思っているのですけれどもね。

事務局

基本的には、高さ制限につきましてはそうなりますけれども、どうしてもやむを得ない場合、公共的な必要性とか、例えばですけど風力発電のものは15mを越えて20mを越えてというものもございます。電気事業の中で必要なものということになりますので、そういう特殊な事情のやむを得ない場合を想定した中での考え方をしていますので、基本は今の高さ制限がまず基本になってその中でやむを得ない場合というもので、市長が特に必要と認める行為の中で理由付けをした形になっております。

委員

今の事に関連して、高さについてはそういうことですが、沿岸ですけど、袋井市内ではまだ聞いてないのですが、竜洋とか浜岡ですか、いろいろ案が聞こえてきているのですけれども色彩は、関係してくるということですか。

具体的に言いますと白色はいいのですか。

事務局

15ページの彩度の範囲を見ますと、白系統というのはこの枠の中、赤でも白に近い赤ということで、ここの今の範囲を使っていただくということになるわけです。

委員

色彩の関係で該当するので、届け出をしてもらって協議をするということですね。

事務局

高さについては適用除外がありますが、やはり目立つ色部分については、遵守していただくというふうに考えております。

会長

まだ、他に御意見ありますか。

委員

景観形成の中で屋外広告物というのが非常に阻害されてくるわけで、この屋外広告物が国道沿いなどかなり無秩序に貼り出されて非常に景観とすれば余り良くないなというような思いがするわけで、国道沿いのものは、国交省は広告の宣伝費を徴収しているように聞いたのですけれども、そこら辺のものが存在するのかどうかということと、広告物の大きさ、色の問題とか規制がどの程度になっているかお聞かせ願いたい。

事務局

後から説明させていただく項目になっておりますが、その部分だけを先に屋外広告物条例(案)の資料の6ページをを見ていただきたいと思います。

図面の青色の斜線の部分とピンク色と青色と緑色と黄色の部分がありますが、斜線のところが今回袋井市が独自に追加をしていきたいというところがございます。

斜線以外の色がついているところは、現在の規制がかかっている地域でございます。

7ページが同じところですが、後ほど説明させていただきますけれども色づけをしているところの凡例をみていただきますと第1種特別規制地域それから第2種特別規制地域、第1種普通規制地域、第2種普通規制地域ということで緑色、ピンク色、青色、黄色ということで、今、県の屋外広告物条例で規制になっているところがございます。

どのような規制になっているかということで、2ページをお開きいただきますと特別規制地域、普通規制地域各々掲げさせていただいてございます。この中にですね、許可ができるものとできないもの、例えばですけど、一般広告物という欄が一番下にございますけれども、特別規制地域でいいますと一般広告物はだめであります。では、一般広告物はどのようなものかといいますと、上の欄に自家広告物と案内図板がございますけれども、自家広告物は自分の敷地あるいは自分の建物等に屋外広告物を掲載するのが自家広告物という考え方をさせていただければと思います。

案内図板は、「この先、何キロこういう施設があります。」というのが、案

内図板と大きく大別されます。一般広告物というのは、他人の敷地を借りて屋外広告物を立てたりするというのが、単純にいいますと一般広告物と解釈していただけたらと思いますけれども、例えばですけど国道1号のところですけれどもピンク色のところになります。ということは第2種特別規制地域ということになります。

本来ですと2ページに戻っていただきまして一般広告物は掲出できないという地域になってまいります。

ただ、自分の敷地(事業所)に何々商店という屋外広告看板については大きさは決まっているが、掲出が可能ということになります。

この区域については、自家広告物が主になっている。それから、案内ですね「この先、何キロこういう施設があります。」というこの2つが主になって掲出がされているということになります。許可基準については、こういう形であります。

この許可基準に基づいていいものと悪いもの、悪いものは許可できないということですので、そういう規制をさせていただいているということでもあります。

ただ、経済活動に伴う看板類でございますので、一概に全てだめというのも経済活動上の課題もでてきてまいりますので、冒頭、市長の方からお話がありましたように私権の制限というものにも及んでくるものでもございますので、中々、一気に全てだめというのも厳しい事でございますので、今現在は、県の条例に基づいて取り扱いをさせていただいておりますけれども、今回後ほど説明させていただきますように袋井市の条例といたしまして、この区域から少し拡大をさせていただいて、屋外広告物の規制をかけていきたいという考え方をしております。

会長

これから、景観条例と屋外広告物条例の話が後段ででてきます。我々が今、話をしているのは、景観計画はこれでいいかどうかという議論であります。

何かこの計画の中でご質問あれば受けたいと思います。

委員

12ページのですね、高さ、色彩については全て該当すると、高さについて

は「特に市長が認める行為についてはいいですよ。」と、先ほど会長さんが言われたとおり、本来、率先してこういう景観に配慮してやってほしいという気持ちがあるのでと思うのですけれども、そういうことで公共施設については、景観計画の中では、全く触れないという考え方で良いのですかね。ある程度、今、発言した基本的にそういう公共公益施設を率先してやるとかそういうコメントを載せなくてもいいのかなと思ったものですからそれを聞きたいのですけれど。

会長

私もそのところは、従来ですと行政の計画は、この表現が多いですね。本来は、行政団体が率先してやらなければいけないというものをですね、載せておいていいような気もするのです。そういうことから行政はいいですよと市民一般にですね、そういうふうにならない方がいいのではないかなと、そういう意味でしょ。

委員

そういうことです。そういうことは、管理者が違うわけですね。ここでは、袋井市としてやっているわけで東名とか、新東名などは高いところにいくわけですよ。管理者は中日本ですから民間ですけれども、国とか県でも独自でやると何にも規制がかからないわけですよ。ちょっとそういうのを努力目標みたいな形で努めることとするとかね、私から言うのもおかしな話ですがね。ちょっと感じたのですからね。

事務局

これも次の景観条例にかかってくるもので、景観条例の案をみていただければと思います。2ページのところですね、市の責務ということで第3条にございます。この中で第3条第3項に「市は公共施設の整備を行うに当たっては良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。」ということで、条例の中で市の責務としてこの景観計画に沿った中で、率先してやらなければならないということで位置付けをさせていただいてございます。他の公共団体という形の中でいけば、第4条の市民及び事業者の責務という市以外の市民の方、事業者の方にやっていただきたいということになるわけですが、この中の第4条第1項の中で、「良好な景観の形成に努めなけれ

ばならない。」あるいは、「事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。」ということの中で、こちらの景観計画の中でそういう表現はないのですが、景観計画を必ずこの実行性の必要のあるものという形の中で、この条例の方を制定していきたいと、その条例の中で、今言いました市の責務、それから市民の方、事業者の方にも責務という形の中でこの景観計画を実施していただくという形の中で定めさせていただいている状況でございます。

委員

そうしますと、この事業者の中に第3条第2項ですか、「国及び他の地方公共団体との相互に連携を図る」ということなのですが、事業者の中に国とか地方公共団体も入っているということですね。幅広いですね。

事務局

そうですね。市の責務という形の中ではですね、他の地方公共団体、国との影響を図って必要な措置を、計画があればお願いしたいという形の中で連携を図りながら、進めていくということで考えております。

会長

条例の中で、そういう位置付けがあるということで、この表現につきましては、これを変えるわけにはいかないかもしれませんが、そういう意味合いを含んでその辺を十分理解していただきたいと思います。

時間も大部過ぎましたけれども、私の方氣のついたところですね、その目標を決めたわけですよ。7ページに景観形成の基本目標というのを決めているのですが、**「緑と水と歴史とまち並みが調和する 美しい健康文化都市 ふくろい」**というふうなタイトルになるわけです。これにいつまでとか、いつまでを目標にとか、これを達成するには何十年先とか、そういうようなことはどういうふうに何か表現していくべきなのか、その辺の議論というのは何かなされてきましたでしょうか。目標、理念についていつくらいまでを目標にとか、100年とかそういうレベルになるのか、20年とか。

事務局

昨年ですね、ふくろいの風景づくり計画を策定する際、当初100年先を見据えてということで、そういった表現もしてまいりまして、今回、挙げてお

りますスローガン、「緑と水と歴史とまち並みが調和する 美しい健康文化都市 ふくろい」というような100年先、もっと先を見据えてこういうことをやっていきたいと思いますとこの計画については、いろいろな状況の中で常にリニューアルをしていかなければいけないということで、ふつうの計画ですと10年計画とか20年計画ということになるのですけれど、あえてこの計画についてその年次が定めてないというのは、そういった意味合いの中でなっているというような状況でございます。

会長

あえて何年を目標にとか目処にとかというような表現はなしということで、100年をとということでは、長いような気もするのですけどね。中期目標とか、そういうのがあると一番わかりやすいのですけど。そこら辺をまた議論して。

今回は、皆さんからありましたことを踏まえて、市長の方へ答申していきたいとそういう形でよろしいでしょうか。

計画につきまして市民の皆さんに十分わかるように、やっていらっしゃるのですけれども、周知徹底できるような計画で、周知していただけるような方向でいきたいなど。

それでは、この辺で計画につきましては、御了承、終了させていただきたいと思っています。本日の意見を整理して、計画のとおりということでご了解いただきたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長

ありがとうございました。

それでは、次に協議事項の1、袋井市の景観の条例につきまして議題といたします。この議題につきまして事務局の方からお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

景観条例の条例になるわけですが、来年度4月1日から適用したいと考えておりますけれども、非常に重要な位置づけの範囲でございます。

ここまで作りあげることによって市民の皆さんへパブコメとか説明会をやられたわけですね。どんな意見がでたのか説明をお願いいたします。

事務局

説明（追加資料）

会長

こういう形でパブコメなり、説明会の中で御意見をまとめていただいております。

今の景観条例案につきまして御意見ありましたらお願いします。

これは、来年の4月から施行ということで議会等の提案とか条例についていつ頃想定をしていますか。

事務局

景観条例につきましては、9月議会に上程をさせていただければというふうに考えてございます。

条例について議決をいただければ、9月議会の後、市民の方に周知をこの4月までの間に図ってまいりたいというふうに考えております。

会長

流れとしてはそのようなことでしょうか、内容的にどうでしょうか。

アドバイザー会議とかまちづくり協議会とか、これは、それぞれつくっていくものでしょうけれども、この辺の意見を聞きながら決めていくということで理解をするのですけど。

事務局

アドバイザー会議につきましては、委員6名くらいで考えてございまして、景観の専門家であるとか、景観重要建造物とか、景観重要樹木というものも定めてまいりますので、そういう木とか建物の維持管理、そういった事がその専門の方また市民の代表の方等をお願いしてこういった様々なものを定める時に御意見を伺いたいと思っております。

ただ、これとは別に法律の中で様々な、例えば景観計画を変える際には、

「都市計画審議会の意見を聞きなさい。」とか、そういった定めもございますので都市計画審議会の皆様にもその都度ごとにですね御意見を伺う形になっていくことと思います。

会長

どうでしょうか。

委員

内容については、どうのこうのということはないと思うのですが、今、お話のとおりですね、これは、やはり周知徹底をしていくことが一番大事だと思われまので、是非ですね、先ほどの9月議会ということでもございましたが、それが通った段階にですね、私今建築士の関係の仕事をしているのですが、我々の業界、あるいは行政書士の関係、それから広告物の関係の業者とかその辺にこういうことが始まりますとか、行われますとか手続き上のいろんな書類等のアドバイスを含めてですね、そういうことを含めて周知徹底していただけることができればありがたいというふうに思います。そういった各種団体のところがありますので、その辺に働きかけをしていただければ、なお、周知できるものと思います。

事務局

一般市民の方につきましては、広報ですとか、ホームページとか使ってやらせていただくということで、今、お話いただきました建築士さん、建築業者さん、あるいは広告物取り扱いの方につきましては、やはり改めてそういう機会を設けていきたいと考えて、特に屋外広告物の関係につきましては、市内の業者さんだけではないものですから、そういう機会も利用させていただきながらですね、新しい景観計画等につきましてもですね、計画していければというように考えております。

会長

そうですね。　　さんがおっしゃるとおり、いかに周知徹底していただくかということになるわけですけれども、そこらへんもよろしく願います。

どうでしょうか。

委員

アドバイザー会議の委員の6名以内で任期が2年という形でございますけ

れども、アドバイザー会議に諮る事項が非常に多いものですから、6人で2年という形で、2年経つとそっくり入れ替わってしまう。警告したものも出てこないという事も思うものですから、その辺のこともこう半分半分残していくというようなことが必要ではないかと思いますが、皆さんどうですか。

事務局

10ページのところでですが、アドバイザー会議の28条でございますけれども、委員さんからお話がありましたとおり第5項のところにですね、「委員は、再任をされることができる。」ということで再任が可能な状況になってございます。

継続的な審議の中ではやはり、継続的にやっていただける方が一番わかっていただける部分が多いと思いますけど。

ただ、どうしてもご都合がございまして委員の方から抜けざるをえないという方もいらっしゃると思いますので、できるだけ継続を基本に考えていければというふうに考えてございます。

その中で半分になるのかどうかということは、確定できないところでございますが、基本は2年というところでございますけれども、残っていただく方が多い状況の中でよく御理解いただいている方の審議をいただきながらということの方が必要なというふうに事務局としては、思っておりますので、改選の際にはそういうふうに煮詰めた中で対応の方をさせていただければというふうに考えております。

会長

他にはどうですか。

委員

規制とか支援とか言葉にでてきておりますけれども6ページの第4章景観重要建造物の指定、さらには景観重要樹木の指定これについてはアドバイザー会議の意見を聞くということになっているわけですね。といいながら例えば9ページの27条「必要な技術的援助その他必要な支援を行う」と、ここではアドバイザー会議の意見を聞かないで市の方で独自にその内容をこれから決めていくということなのですかね。

建造物で指定されて、住んでいて直すときに困るよとかね、そういう苦情もよくでると思いますよね。例えば樹木にしてもね、選定が必要とか、大事にしている木を隣の苦情で切らなければならなかったとかいう情けない話があったりしていますよね。市の行政が決めるのか、アドバイザーの意見を尊重してそういう制度をつくっていくのか、それをお聞かせ願いたいのですが。

事務局

ただいまのご質問ですが、こちらの27条については、支援を行うことができるということにしておりまして、内容については、例えばアドバイザー会議でありますとか、若しくは18条のところですね、7ページになりますが、景観整備機構ということで、県でいいますと建築士会をこういった景観整備機構に指定をしてございまして重要な建造物の維持管理のアドバイスをいただいたり、実際、そこで相談を受ける方になったり、樹木遺産をそういった整備機構に指定するというようにですね、そういったことで実際に支援する際にはそういった方々と一緒に支援をしていくということで支援策というのはできあがっていくということで、そのほかのアドバイザー会議に諮るというのは、何かを指定していく際にお願ひしていくと実際の支援の内容については、アドバイザー会議に限らずそういった専門的な方にですね、ご智恵をいただいた中で市が責任をもって支援をしていきたいと、そういったことが27条の中での考え方になります。

委員

15条なんかではね、明文化されていますよね。しかし、今、説明されたことはその条項には入っていないのですよね。27条とか、指定には入っているみたいだけれど支援とか助成については、市の方が、行政サイドが決めるということなのですか。

事務局

27条の中では、アドバイザー会議の意見を聞いて支援策を決定するということでは書いてございませんが。

委員

趣旨は、基本的にそういうまちづくりに良くなっていくことですので財政厳しいおりではございますけれどもね、極力支援援助をしてやらないと苦情

が多くなってしまふのかなと。

そういう前向きにお願いしたいのですけれどもね。

事務局

27条にちょっと検討を加えていきたいというふうに考えていきたいと。

委員

趣旨にも入っていないものですからね。趣旨説明にもコメントがなかったもので、趣旨説明に入っていればそういうものかと理解をしたのですが。

事務局

それを含めて検討をします。

会長

趣旨の中に「アドバイザー会議の意見を踏まえる。」とかそういう言葉を入れてもらえれば、他にどうでしょうか。

委員

7ページですね、地区景観まちづくり協議会の一定の地区にということ、その地区というのはどれくらいの範囲、連合会くらいの範囲を考えているのか、自治会単位を考えているのか一点お伺いしたいと思います。

事務局

この一定の地区というのはですね、小さくなってしまふと自治会よりも小さなエリアで例えば旧東海道のところ、一定の200mなら200mのエリアをそういったものを自分たちでまち並みを良くしていきたいということでそこに住んでいる方が賛同していただければ、そういったところに協議会ができたりということで考えておりますので、連合会とか自治会よりも小さいところまで良いということで、御理解いただければと思います。

委員

県土木さんですと河川愛護ですとか、環境美化ですとか、いろいろな支援をして認定を受けている団体もおりますし、農地・水・環境でも袋井市内では、各地域でいろいろな農地の環境を保全しようと取組をされている団体が多くありますけれども、そことの整合性ですよね。いろいろな各種団体が、いろいろな活動をしているという中で、何か、最終の目標は同じ方向を向いているように感じるのですが、いろいろな団体が多すぎて整合性がこのまま

いくと取れないのではないかなと、それについてどのように考えておられるでしょうか。

事務局

例えば、自治会の中の活動の中も同じメンバーだったら、こういうふうな活動団体の中にダブっていらっしゃるということもあるというふうに思うのですが、これは、どうしても補助の関係での取り扱いの中で各種補助要綱等の中での活動に制限されながら活動していらっしゃるということで、やはり全ての団体の名前がですね、こういう協議会の中での名前として使っていただくことは可能だと思います。

わざわざ一つの名前をこのために名前を変えるということではなくて、活動団体は、いろいろな活動をですね、例えば自治会組織の中でも行っていた部分もあると思います。

ただ、やはり各条例なりに基づいた考え方の中でいきますので、申請につきましては、同じ名前を使っていただくことが可能であれば、その形の中での申請等もできると考えてございますので、組織を改めてつくるということに、既存の組織の中で「良好な景観形成を推進するための活動を自主的に行うことを目的として組織された団体を地区まちづくり協議会として認定することができる。」ということでございます。

例えば自治会組織の中で一つ声をかけてもらい協議会等を立ち上げていただくということになれば、同じ組織の中での団体という中での活動をしていただければというように思っております。

ただ、中々一本化につきましては、各種団体のみなさまのですね、活動内容との絡みもございますので、この中で一本化するのは、ちょっと厳しいのかなというふうに考えてございます。

その辺御理解いただければというふうに思います。

会長

ほかに。

委員

6ページの第14条ですけれども、「法第16条第3項の規定による」というように書いてありますが、例えばどういうようなことを規制しているののでし

ようか。

事務局

勧告と命令については色の規制になってまいります。高さの部分ではなくて今回、色のところについてですね、例えば外観の変更する際の模様替えとか色彩、そのところについて勧告を行うということになります。

委員

全体的にいろいろこうありますけれども、そうしたものが守られないというときに勧告とかどういうものがあるか教えていただきたいと思います。

事務局

色規制が先ほど計画の方で説明した中で目立つ色を塗るようになってこの色は、だめですよと言ったにもかかわらず、届け出が必要なものでそういったものでやってしまった際には、それを直しなさいと、そういった勧告等をしていくということで罰則については、その法律の中で定められておりますので、この条例の中ではあえて定めなくてもこの法律に基づく罰則が与えられるというような形になってまいります。

会長

法律に基づく罰則とは、どの法律ですか。

事務局

景観法の中に罰則がございまして、一つ例をあげますと、色彩規制に関しまして「現状復帰しなさい。」という命令をしたにもかかわらず従わない場合は50万円以下の罰金であるとかですね。

あるいは、無届けで色彩の違反をやってしまった場合には30万円以下の罰金であるとか、虚偽の報告をした場合は20万円以下の罰金とか景観法の中にございまして、そのものに罰則を与えるためにはこの条例でそういった手続きを定めてなければいけないということになっておりますので、そういったことを定めていくものであります。

会長

景観法の中にそういう位置づけがあるということで、条例については景観法を遵守していく。

事務局

景観法の中で 100 条に現状回復命令ということがございます。さっきお話ししました 50 万円以下の罰金という表現がございました。

それから 101 条でいきますと設計変更の命令に対して違反した場合についてもやはり 50 万円以下、100 条以降 107 条の中でこういう罰則規定が定められております。

それに基づきまして適用をさせていただくような形になると思います。

会長

どうでしょうか。議論出尽くしてきたようには思いますが、他に御意見が、よろしいですか。

取り敢えず、今の段階で景観条例につきましては、意見を踏まえまして事務局の方で整理をしていただき、本案を基本に進めていただきたいと思います。

大部、時間も長くなってしまってここで 5 分くらい休憩をしたいと思います。

休憩

会長

それでは、協議事項の 2 になりますけれども、袋井市屋外広告物条例につきまして議題としたいと思います。説明の方を事務局お願いします。

事務局

(説明)

会長

はい、ありがとうございました。

この屋外広告物条例は、今回、市で制定する条例として初めてですか。

事務局

そうですね。屋外広告物条例は新規で、これを条例として制定していきます。

今までの条例は、市が県の条例に基づいて規制をしていたという状況でございます。

会長

その時点がいつ頃ですか。

事務局

平成 15 年からです。

会長

権限移譲をされて、市が屋外広告物を許可するということになるわけですね。

それ以降は、全然条例変更というのは、やっていなかったわけですね。

全く新しくつくるといことでしょうか。

事務局

今回ですね。屋外広告物条例を制定するにつきましては、景観計画の景観法に基づきまして景観行政団体になりまして、それに基づきまして市が屋外広告物条例を制定できることになりましたので、改めて市の屋外広告物条例ということで制定をした中で市として規制をして許可をして進める状況でございます。

会長

従来は県条例でやっていたのを袋井市独自に進めていくという格好でいいわけですか。

そういうことを踏まえまして何かご質問、はい、どうぞ。

委員

この広告看板は交差点の周囲にたくさん集中している場所があるけれどもね、設置するには、地主さん広告設置業者等にですね、契約して礼をもらいながらやっているという状況であるというふうに思います。広告業者の基で進んでいるわけですね。

設置するまでは、今度、この条例ができるという形の中で広告業者が地主と契約をして設置してやるわけですね。

今回これをやると設置業者と地権者の間、そして地権者と行政、その辺どういうふうに見ていけばよいのですか。

事務局

手続き的には、今までと何の変更もございません。

附則のところではいろいろ書いてあるのは、今の県条例の方で認めているも

のを新しい市の条例で認めたものも例えば2年間のもので、1年経過したなら残り1年分は県条例に基づいてやったものも、この条例で認めたものとみなしますよというふうになっております。

そういった手続き的なこと、規制の厳しさについては、現状、県条例と同一のものということでやってございます。

県条例についても今、権限移譲されていますので、設置する際には必ず業者が都市計画課の方に来て、申請受付をだしていただいてそれを許可して設置ということになっております。

特段それによって、不利益があるというようなことはございません。

委員

それで今、厳しい経済状況の中で大きな看板が撤去されてしまっていて、看板の骨だけが残っているわけですよ。そういう形の中で除去義務等ということで19条に載っているが、そこら辺がそのままになっているというのがいくらでもありますね。

県道の周辺、国道の周辺でもですね。その辺は、どういう形で行政進めていくのですか。

事務局

看板の骨だけになってしまったものについてということで、屋外広告物条例は立てる時の大きさとかの規制で、あと事故になるのを防ぐためというのと転倒事故防止というのがございまして、景観上悪いというのは、この屋外広告物条例とは別にですね景観の中でお話させてもらうというような形になるのかなとどうしてもこの条例ですと、今現在、規制のあるものを前提に撤去の命令というものであると考えております。

委員

交差点の周辺で5基も6基もあるわけですよ。そういうのは、景観が悪いね。非常に。

会長

屋外広告物の許可をとる段階でいつからいつまでということで許可をもらっているわけですよ。

撤去する段階での許可というのはいないのですか。監督業務ですね。

期間が今年いっぱいだったら、それ以前で撤去されているか確認すべきでは。

事務局

内容が、変わった時は、新たに届け出をいただいたり、その期限が切れる前に照会をかけて、もう一度更新しますという時の状況とですね、危険性がないかとの写真とですね、見回りとかしながらですね、やっておりますけれど、委員が言われたように、その場所に骨がおいてあるのは、5年間契約でその広告業者さんが地主さんのところに話をして、その契約をやっているものに対して、行政が「そこは骨だけになったのでその契約を度返しにして、骨そのものをもってしまいなさい。」というものはなかなかむずかしいものがあるのかな。そこが、少しくらぐらしている状況であったら「撤去するかあるいは堅ろうなものにしなさい。」と言えるのですが、そういった状況の中で今現在は、指導をしております。

会長

徹底が必要なところでして期間はあるのですが、広告物がない。非常に見苦しい。良い景観でないということがいえます。

そういうところの対応というのは、もう少ししっかりしていただく必要があるといえますね。

事務局

広告物本体の考え方とその広告物を支えるものという考え方がでてくると思います。その辺はやはり整理した中で指導をしていかないと先ほどでました地主さん、契約者等の関わりがあると思いますので、そこへはめ込むものとして広告物があるわけですけど、整理しないといけないかなと。今日ご指摘いただいた中で感じたところでございます。

委員

最初に概要の2番のところには、不適格の広告物の現在あるものについては特例措置として引き続き承知をするということが書いてありますが、条例の方の13条には、堅ろうな広告物は許可期間が3年と、この3年が過ぎた時に、条例が制定されてA地区になった広告物に対して許可の3年が過ぎたときにどう対応するか教えていただきたいと思います。

事務局

今、お話があったのは、新たにこの青の斜線になるところにあった場合ということだと思うのですが、それ自体については、今、許可申請ができていない許可の要らない場所にありますので、3年とか2年とか期限がなくてそこに例えば 会社と書かれているのが、××会社というように広告物の内容が変わる段階でそこで新たな申請を出していただいてそこから2年間ということで、今現在あるものがそのままの状況であるときは、2年半たったとしても既存不適格の期間になってしまう。今ある広告の内容が変わるときに新たに申請が必要となります。

委員

変わらなければ永久に良いということになるのですか。

事務局

表示内容が変わらない状況の中ではやむを得ないかと。危険なものということであれば、撤去していただかなければならないと思うのですが。今までの既存の看板につきましては権利の継承をしていかなければならないということですので、そういう形の中で9ページにございます特例措置第8条の中ですね、引き続き掲出については認めていかなければならないという考え方をしておりますので、引き続き掲出については許可できるものという扱いで、いきたいと思えます。

設置している方々が、こういう規制エリアになったから申請していくという際には、その申請を受け付けて期限ができるものですから、例えば、今ご相談があった場合には、「うちは今、こういう準備をしていますので今ちょうどそのエリアは許可が不要のエリアになっていますけど、できたら新年度になったところで申請だしてくださいね。」ということで「わかりました。」と仰っていただいたところもあるようです。

委員

屋外広告物条例と景観条例の間に入ってくるかもしれませんが、この屋外広告物条例につきましては、大きさであるとか設置場所についての内容が非常に中心になっているのですが、例えばその看板のですね、色彩については、景観条例で定められていると思うのですが、屋外広告の場合その記載の表

現方法についてですね、広告の表現方法の使われ方などに屋外広告物条例ではなくて景観条例のアドバイザー会議にかけられてこういうものはいかなものかという段取りになっていくのか例えばその県の中部地域の方で何年か前にちょっと話題になったのは、スポーツ事務の広告だったのかパチンコ屋さんだったかわかりませんが、広告の内容が女性の水着なのか、肌の露出したような非常にそのリアルティ溢れる表現方法がありまして、それがその地元の女性団体なのか PTA なのかこういった看板はいかなものかということで、話題になったことがあったのですが、そういった事例が生じてきた場合にその扱いの方法は先ほどいったような段取りの方向になるのかお伺いしたい。

事務局

規則の中で、色彩であるとか電灯みたいなものとかの規制は、このあと規則を定めていく中では想定しておりました。ただ、そういったその公序といえますか、不測的に問題があるというものを想定していなかったものですから、今ちょうどお話をいただきましたのでそういったところの状況、他の県外も調べまして屋外広告物の中の規則でうたえるのか、もし、うたえきれない時にどういった対応ができるか、少し勉強させていただいて、この後、条例から規則を定めるにあたって皆様にお話をさせていただける機会がありますので、少し研究させていただきたいと思います。

会長

表現がですね。際どい表現が非常に多いです。色とか大きさについてはいいのですけれど、言葉とか写真とかそういうものを広告物に出している。際どい言葉などどこまで許可ができるのか、教育上の問題もありますね。そこらへんもいろいろ調べていただいて考えていただきたいなと思います。

事務局

11 ページの 12 条をお願いします。許可条件でございますけれども、例えば許可にはですね、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、条件を付することができる。」という例えばこういうものに条件をつけたり、近隣の確認をしながら、今、御提言いただいたことにどのように具体的に対応していくか情報収集を

してまいりたいといきたいと考える。

会長

条例というか細則までくらいね。

委員

先ほどの さんのお話ですが、区域が拡大することによって今ある広告物がどうなってしまうのか。

それがそのまま放置されてしまうというお話で、内容がかわれば申請がされてくると思うんですね。もう一つは地域全体の問題もそうなのですが、今ある広告物は許可をとって当然やっていると思うのですが、2年とか3年とか許可をもらうのですけれど、更新をされている状況、非常に少ないと思うのですね。

全部が全部 100%更新されてないと思うのですよ。私ども内容よくわかりませんが。でてない状況というのは、ちょっと考えられるのですが、その辺がやっぱり更新をしていく段階で今いったように堅ろうなものであれば3年というふうに書いてあったのですけれど、平成15年度から権限移譲されて既に6年経っています。

その辺の中で更新の状況、許可に対してどれだけ更新されているかということも一度お調べ願って、どうのこうのということではございませんが、そういう段階で規制をしていくことが大事なのではないかというふうに、それからもう一つ、やはり4m以下は工作物にかからないので、当然工作物の確認申請をとらないといけないので諸々の敷地調査からはじまり構造計算とかが必要になるわけですが、4m以下は、全く野放しなのですね。

ですから業者も3.9mとかいう数字を使って申請をすることが非常に多いわけですね。私どもその一部と言えれば一部なのですが、やはり、一方で線を引いてここから上、下というのは必要だと思うのですが、せっかくこういう機会でございますので、何らかのそういったこれが安全であるかないかということの判断は別として安全なものをつくってくれる指導もですね、強度的な部分だとかそういったものが、必要ではないかと先ほど さんのお話ではないですけど、裸になって本当に倒れそうなのがいっぱいある。そこらに見受けられるものですから非常に危険だなと、それぞれに思っていますし、

もうひとつは景観上あまりよくないというようなこともありますので、ぜひ、その辺もですね、更新の状況も含めて御検討願えればありがたいというふうに思います。

事務局

今、更新の状況を含めまして昨年ですね、市内にどれくらいの看板があるか調査をはじめまして今規制のエリアとあわせてどれくらい申請をしないといけないのか、漏れがあるとか、申請していただくべきものがいくつあるか整理を初めておりますので、これにつきましても次回等の数字等御連絡させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長

屋外広告物の対応、監督ですね行政はしっかりしていただきたい。

委員

バブル当時はかなり古いものがありましてね。何社か。うちの入り口でしたのですが、地主が偶々、家の近くの人だったので、そちらのほうの地代は風で看板が飛ぶまで払ってきたのですが、業者が全然わからないと言うくらいの状態でして、地主との契約はしてあったが、全然、更新されていない。先ほどお話しにでましたようにですね、かなり以前のものがしっかりしたものは、そのまま残ったり、風で半分はずれたりとかいうものがあるものですから、それは、景観条例の方に抵触すると思うのですが、10年も15年も前のものを撤去するのにどうなるのかな。

会長

その辺はどうでしょう。

事務局

今の形につきましては、これからの課題として出てくる可能性が十分あると思いますので、周辺の関係につきましてちょっと調査をさせていただければというふうに思います。

持ち主がわからなくて地主さんに聞かないといけないし、地主さんも相手方がわからないといった時に地主さんに負担をかけることができるかどうかということも、課題になってまいりますので状況だけでも確認をさせていただきたいというふうに考えております。

会長

広告物は、誰のものだと誰の責任者だというふうにプレートがありますよね。取ってしまえば終わりですが。

はい、良い意見ありがとうございました。

委員

広告物もいろいろな種類がありまして最近ではパチンコ屋さんによく見られる動画の広告が目立って非常に市議会でも取り上げられたこともございますけれども、非常に交通安全上よくない。あの操作は、簡単にコントロールできるということですので、そういったところのものも含めて第12条に公衆に対する危害を防止するためというものがあるものですから、そこら辺の許可条件がどういうふうになっているのか。

会長

どうですか、許可の条件について今わかりますかね。

事務局

今、現在は適合しているということで許可をしているということで、他市の状況を調べさせていただきます。交通安全上問題のあるものについては許可をしないということになっておりますので、どういったところに該当するのかということとどこまで規制ができるのかというところを調べていきたいと思えます。大きなものに限らず小さな電光のものでも目に入るから撤去させてほしいという御連絡をいただいたり、行くとそんなに大きくないものもありますので、その状況等踏まえて、勉強させてください。

委員

特に袋井市は、パチンコ屋さんが非常に多いということもあるし、抑制の意味も含めて、袋井市の独自の強化したものにしたらどうかと思っている。

そこら辺を検討してみてください。

会長

そこら辺も駆使して自分の地区の条例に盛り込むということも考えていただきたい。

事務局

こういう看板活動につきましても経済活動も規制にもなります。それから

そういう表現に対してどこまでが自由に表現という、いろいろそういう私権にかかる部分、規制というのが、この看板についてはできますが、極端に私権を制限しますと逆に経済、市民の方からもございますし、境をどの辺にするかという非常に難しい面があると思いますので、その辺につきましては、やはり基本となっております県の方がですね、屋外広告物条例を制定して成功してそれを抑制しているというところがございますので、それをまずは、踏襲するというところから行かざるを得ないだろうと考えておりますし、その中で応用していく中で徐々に市民のみなさんと関わりの中で、改めてそういう内容につきまして、そういうタイミングがあれば改正をしていきながらまちの景観という形で良い方向にもっていければと思います。

ただ、景観計画のところがございますけれど直ぐによくなると中々行かないものがございますので、時間をかけてじっくりやっけていかないと取り組んでいかないといけないと景観計画というもの考えてございます。

その辺の時間的経過を踏まえた中での検討をさせていただければというふうに考えております。

委員

交差点の周辺の広告が非常に多いように思います。

市の条例ということであれば交差点の周辺をある程度、規制をするというかそういった方向が強いのではないかな。

それから、一面の面積で5社入っていれば6社くらい入りたいという時に例えば10㎡以上になりますからここはだめですよとかそういうふうにはやって交差点の周囲を整備するという景観計画が必要ではないかと思っておりますけどね。

事務局

例えば、東名高速道路の袋井インターチェンジから出て北へ上がって、東名のガードを潜っていきますと、大きな看板が何枚もあるわけですけども、あれは、広告看板というよりも案内看板ですよ。用は各施設へ案内するための大きな交差点の中で右、左、真直ぐという中で企業さんの案内看板として設定されているのが大部分でございます。

そこでいいますと、基本的な経済的な部分、起点部分という形の中でいっ

たときに、そこで案内しないと企業さんとしてもというところがある。

中々厳しい話にもなってくるのではないかと、特に話が出ましたこの屋外広告物条例の管轄の中で路線的な部分としても掲出につきましては案内看板の方が大きさはありますけれども案内看板が必要だという経済活動の解釈の中での部分でございますので、中々そこでバランスというものが難しい部分でございます。

従前の部分をまずは継続させていただきながらですね、許可をできるものは許可をしているような形の中で継続をせざるを得ないというふうに考えておりますので、その辺は御理解をしていただければというふうに思います。

会長

案内看板と広告物（自家広告物）の違いということですね。交差点の中だけ全てそういうようなものを排除していけば変わるでしょうかね、非常に難しいところでしょうが、景観については余りよくない。

ほかにございませんか。

ないようですので、「協議事項 2 袋井市屋外広告物条例（案）について」は、本案を基本に進めていただきたいと思います。

次に報告事項になりますけれども、袋井市緑の基本計画の策定の状況につきまして中間報告ですけれども、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

中間報告ということで昨年、来年度に向けてですね、この中でなにか気がついたところ御意見があればいただきたいのですが、どうでしょうか。

私ちょっと見たら 17 ページの水色が 2 級河川ということで水色全てが 2 級河川とは言えない。

事務局

「河川」に修正してまいります。

会長

何か、いいですか。この辺また見ていただいて何か御意見あればまた述べ

ていただきたいと思います。

ないようですので、「報告事項 1 袋井市緑の基本計画の策定状況について（中間報告）」については、以上とさせていただきます。

それでは、長い時間ありがとうございました。

本日の予定いたしました審議事項、協議事項、報告事項の4件につきましては、一応全て終了といたしました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

次にその他としまして、事務局からご連絡をさせていただきます。

本日の冒頭でも申し上げましたが、袋井市都市計画審議会条例第4条に基づき、今期の都市計画審議会委員の皆様の任期は、平成19年9月1日から本年8月31日となっております。

また、同条例第4条第2項の規定では、「委員は再任されることができる。」となっておりますので、皆様には再任のご了承をいただけますようお願い申し上げます。

なお、再任が難しい方につきましては、後日、事務局までご連絡をお願い申し上げます。

会長

その他の事項ですが、袋井市の橋上駅がどうなっているのか、JRとの協議が進められているという話ですけれども、簡単に今どんな状態にあるのかそこら辺わかればちょっと教えていただきたいと思っています。

事務局

駅につきましては、平成19年ですね、覚え書きの方を締結した中で工事協定に向けて進めたいということで協議をしていたところでございます。

鉄道事業者と国土交通省の方の形の中で費用負担について明確な取り決めをしていくような要綱を策定するということになりまして、その要綱に基づきまして、鉄道事業者の負担と長期負債の負担割合につきまして明確に定めるために、要綱というものを策定していくということで、市といたしましてその要綱が明確になるまでその工事協定を締結していけば、少し控えた中で要綱に沿った中での新しい覚え書きの締結等に向けて行きましようという形

でございましたので、その要綱が施行されるまでの間、JRの方と行きつ登りつつの話をさせていただいたのですけれども、今年度の6月1日で国交省の方が施行されますので、その要綱に基づきまして協議の方の再開を今、しましたところでございます。

特に今まで、でてきておりますJR事業者との意見と割り振り負担がございまして、そういう部分につきまして、今、どのように進めていくかということで協議を始めたところでございます。

その要綱につきましては、従前ですね、要綱が出る前に覚え書きを結んだものについては、なお、その有効だということの附則がついております。

ただ、それが基本となっておりますけれども、鉄道事業者と市の合意ができれば、その覚え書きの変更ができるということでございまして、あくまでもやはり今の基本というものは、覚え書きされているということでございまして、それが基本としていかなるを得ないということでございます。

ただ、新しい要綱もできましたので、その要綱に沿った中でできるだけ新しい要綱に近づけるように覚え書きの変更を目指していきたいということで今、取り組みにつきましてJRと担当の方が交渉を行っているところであります。今後ですね、従前の覚え書きと一番変わってきておりますのが、昔は道路という扱いではなくて、自由通路をつくっていたわけです。

明確に道路の扱いという表現がされてきておりますので、その道路の扱いとなりますと、道路法とか、いろいろな部分の絡みもでてまいりますので、明確にしてきちんと仕分けをした中でやっていかないといけないということで、事務的な部分を含めた中で、本年度こちらの希望としては、覚え書きの変更を今年度やりまして、できれば、今年度中に工事協定までいきたいということの中で、今、取り組んでいるところでございます。

まだ、細かなところまで本当に始まったばかりというところでございますけれども、ただ、今まで休んでいたような形ではありますけれども、要綱がきちんと表現されて施行されましたことからピッチを上げて協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

実際、担当それから技師、技監などを含めてJRとの協議をさせていただいているところでございます。

できるだけ、早めに変更ができるように努めてまいりたいと思います。

会長

非常に難しい話でございまして、ある程度約束されて、あの段階で協定を結ぶだけでも「工事着手です。」というイメージが強いわけですし、それからかなり時間が経っているという、もちろん JR とのことがあるのですが、こういうことで不信感というのも失礼ですけど、何をやっているのかなということがでてくるのでしっかりやっていただき、早めに工事着手できるようによろしくお願いします。

事務局

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

会長におかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。
以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

【午後 4 時 31 分：閉会】

会議録署名人

_____ 印

_____ 印